

見守り
新鮮情報

第173号

A社から「**ダイヤモンド**の会社(B社)から**封筒**が送られてきていないか」と電話があり、「あなたしか買えないので、**代わりに買って**くれたら**倍額で買う**」と提案された。しばらくしてB社から電話があり、**150万円**分購入することにし、指示されたとおり**宅配便**で品名に「**金属類**」と書いて**現金を送った**。その後、A社から「**100万円**分上乗せしてほしい」と電話があり、娘にお金を借りに行ったところ、「**だまされている**」と言われた。後日、**ダイヤモンド3石**が送られてきたので、質屋で見てもらったが「**値が付くものではない**」とのことだった。お金を取り返したい。(契約者：80歳代 女性)



今度はダイヤモンド! 買え買え詐欺にご注意

ひとこと助言

- 販売業者が提供する商品や権利等を別業者が「高く買い取る」などと言って契約させようとする「買え買え詐欺」において、最近では、ダイヤモンドの購入を持ちかけるケースが報告されています。
- 「買え買え詐欺」では、実際に買い取り等が行われたケースは確認されておらず、一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。
- 勧誘の電話を受けた際、長く話を聞いてしまうと切りづらくなります。早めにきっぱり断りましょう。留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じてかけ直すようにする方法も有効です。
- トラブルに遭っている人のほとんどが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

きっぱり
断わって!



見守るくん